

務状況を融資条件に継続的に反映する仕組みなどの導入を政策的に支援する。

- ⑥ 資金調達における売掛債権の活用を進めるため、譲渡禁止特約解除について経営者団体・産業界へ再度の協力要請を行うなどのキャンペーンを実施していく。

#### (4) リレーションシップバンキングにおける新しい中小企業金融への取組

「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、平成16年度までの2年間を「集中改善期間」として、地域・中小企業金融の機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図る。

このうち、中小企業金融に関しては、貸出後の業況把握の徹底、財務制限条項や信用格付モデルの活用等により、事業からのキャッシュフローを重視し、不動産担保・保証に過度に依存しない融資の促進を図る。

#### (5) 中小企業向け政策金融における適切な対応

中小企業向けの融資については、民間金融機関の機能回復・強化の状況を見つつ政策金融の活用を図りながら、リスクに見合った金利設定の導入など、融資条件を適切に見直す。